



平成30年 1月19日

各 位

会 社 名 株式会社北の達人コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 木下 勝寿  
コード番号：2930 東証第一部 札証  
問合せ先 専務取締役管理部長 清水 重厚  
電話番号 011-757-5576 (部署直通)

## 株式分割、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成30年1月19日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割、株式の分割に伴う定款の一部変更及び配当予想の修正を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えるため、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成30年2月14日（水曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数   | 44,336,000 株  |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 88,672,000 株  |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数   | 133,008,000 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数  | 480,000,000 株 |

(注) なお、株式分割後の当社発行済株式総数は、平成30年1月18日現在の発行済株式総数を基準として算出しており、それ以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は考慮しておりません。

##### (3) 分割の日程

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ① 基準日公告日 | 平成30年1月30日（火曜日） |
| ② 基準日    | 平成30年2月14日（水曜日） |
| ③ 効力発生日  | 平成30年2月15日（木曜日） |

#### 3. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年2月15日をもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>160,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480,000,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成30年2月15日

4. その他

(1) 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

平成30年1月12日に開示いたしました、「業績予想の修正(上方)及び配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」に記載した平成30年2月期の期末配当金(1株につき4円50銭)につきましては、本件株式分割の影響を勘案し、1株につき1円50銭とする予定であります。

なお、この変更は株式分割に伴うものであり、前回の配当予想に実質的な変更はございません。

	1株当たり配当金(円)				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
前回予想 (平成30年1月12日発表)	—	—	—	4.50	—
今回修正予想	—	—	—	1.50	—
当期実績	—	3.50	—		
前期実績 (平成29年2月期)	—	3.50	—	6.50	10.00

(注) 当社は、平成29年4月1日付及び平成29年11月6日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割及び平成30年2月15日付で行う株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり配当金は以下のとおりであります。

平成29年2月期 第2四半期 0円30銭 期末 0円55銭 合計 0円84銭  
平成30年2月期 第2四半期 0円59銭 期末(予想) 1円50銭 合計(予想) 2円09銭

(注) 銭未満の端数を切り上げております。

(3) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年2月15日から新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	43円	15円

(4) 株主優待制度について

株主優待制度に関しましては、従前どおり、毎年2月末日現在の当社株主名簿に記録された株主様のうち、1単元(100株)以上ご所有の株主様を対象といたします。

株式分割後の最低投資単位をご所有の株主様も優待の対象となりますので、実質的な制度拡充となります。

以上